

第 89 回行政苦情救済推進会議 議事概要

- 1 日 時：令和 2 年 10 月 6 日（火）13:00～15:00
- 2 場 所：中国四国管区行政評価局行政相談委員室
- 3 出席委員：片木晴彦（座長）、新時高、宇和島正美、仮谷寛志、長井紳一郎、松村健次、宮崎智三
- 4 第 88 回以前の会議付議事案の報告
事務局から、第 88 回付議事案の「後期高齢者に対する医療費通知書の記載内容の見直し」について、あっせん後の関係機関からの回答内容を説明。

5 付議事案

(1) 広島合同庁舎の入居官署職員の適切な喫煙対策の実施

【行政相談の内容】

- ① 広島合同庁舎内の喫煙所が撤去されたそうだが、広島合同庁舎近くの指定喫煙場所で、入居官署の職員らしき人たちが喫煙している。勤務時間中にもかかわらず相当な時間職場を離れているように思う。公務員として問題にならないのか。（令和元年 9 月 24 日受付）
- ② 広島合同庁舎東にある民間駐車場で職員が喫煙している。その周辺は市の条例で喫煙制限区域に指定されている場所である。喫煙をやめさせてほしい。（令和元年 11 月 15 日受付）
- ③ 広島合同庁舎が禁煙になった影響で、弊社ビルの車庫・駐輪場内で喫煙している職員が何名かおり、煙の被害で困っている。ここは喫煙所ではないので、全職員へ通知して指定の場所で喫煙するよう指導を徹底してほしい。（令和 2 年 3 月 18 日受付）

事務局から、①受動喫煙防止に係る制度概要、②広島合同庁舎における受動喫煙防止対策の実施状況、③広島合同庁舎の入居官署に対する職員の庁舎外喫煙防止対策に関するアンケート調査結果等について説明後、審議が行われた。

[委員からの主な意見は以下のとおり]

- 喫煙制限区域においては、指定喫煙場所を除く屋外の公共の場所での喫煙は条例違反となり、私有地での無断喫煙は不法侵入に当たると思われるので、厳しく対処する必要がある。
- アンケート調査結果によると、喫煙者が多い行政機関においても職員に対する指導を徹底していない状況がみられ、再三の苦情に対する危機感が乏しいように思える。喫煙は個人の自由ではあるが、禁煙のインセンティブを設けた上で診療所と連携して禁煙サポートを実施するなど、喫煙者を減らす努力はすべきと思う。

- 広島合同庁舎周辺の3か所の指定喫煙場所が混雑し、指定喫煙場所外にはみ出して喫煙している者がいることについて、例えば、官署ごとに利用時間帯を割り振るなど、何らかのルールづくりが必要ではないか。
- 広島合同庁舎の入居官署が同じ敷地内に所在する機関として、研修などの禁煙サポートに統一的・横断的に取り組むこともできるのではないか。
- 私の職場では、かつて職場敷地内に屋外喫煙所を設けていたが、外部の者による利用が多く、管理が困難になったため廃止した経緯があった。これにより喫煙ができない環境となったため禁煙する者が増えたという効果もあるが、周辺住民に迷惑をかけないことを優先するのであれば、広島合同庁舎敷地内に特定屋外喫煙場所を設置することも検討してみてはどうか。
- 広島県や広島市の庁舎敷地内には特定屋外喫煙場所が設置されていることから、広島合同庁舎にも設置する余地があるのではないか。
- 特定屋外喫煙場所の設置及び管理はある程度のコスト負担を要するが、受動喫煙防止対策を進めることにより医療費を削減する効果が期待できることから、医療費等を含めた全体のコストを削減するという大局的な視点に立って判断するべきである。

上記の意見等を踏まえ、行政苦情救済推進会議として次のとおり取りまとめた。

【行政苦情救済推進会議取りまとめ結果】

本件については、受動喫煙防止の徹底という観点のほか、条例違反や私有地への不法侵入の問題でもあるため、厳しく対処する必要がある。

まずは、広島合同庁舎の入居官署に対して、敷地内全面禁煙化に伴う適切な喫煙のための周知・啓発、禁煙サポート等に積極的に取り組むよう求める必要がある。

また、喫煙者が急速に減少することが期待できない中で、周辺への迷惑を防止する観点から、敷地内に特定屋外喫煙場所を設置することについて再検討を求める必要がある。

(2) 公共交通機関におけるヘルプマークの周知の促進

【行政相談の内容】

私は人工関節を使用しているが外見では分からないため、バス乗車時に優先席に座ると他の乗客からげんな目で見られることが多い。このような場合に周囲の人に援助や配慮を求めるヘルプマークがあるが、このマークの普及を図り、外見では障害が分からない人についても、周囲の人から配慮が得られるようにしてほしい。

事務局から、①ヘルプマークの概要、②ヘルプマークの普及に係る行政機関の取組状況、

②公共交通機関でのヘルプマークの周知状況等について説明後、審議が行われた。

[委員からの主な意見は以下のとおり]

- 自分自身はヘルプマーク自体を知らなかった。マークやその意味を知らない人が多いと思われるので、もう少し周知をしてもらう必要があるのではないか。
- ヘルプマークについては、公共交通機関の優先席付近に掲示するなどしっかり周知していく必要があると思う。また、その周知は、公共交通機関に限らず、公共の場で幅広く行うことが効果的ではないか。

上記の意見等を踏まえ、行政苦情救済推進会議として次のとおり取りまとめた。

【行政苦情救済推進会議取りまとめ結果】

本件については、ヘルプマークの認知度がいまだ十分には高まっていないことが原因であると考えられることから、

- ・ 国土交通省中国運輸局は、公共交通事業者に対し、優先席付近にヘルプマークを周知するステッカー等を掲示することについて協力するよう求める必要がある。
- ・ 中国地方の5県は、ヘルプマークの配布対象者のほか、各県民に対しても、公共交通機関に限らず、公共の場で幅広く周知するなど、ヘルプマークの普及啓発を一層推進する必要がある。